

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

- 1 定数
議会議員の定数は、四十三人とすることとした。
- 2 選挙区において選挙すべき議員の数
生駒郡は二人とすることとした。
- 3 施行期日
次の一般選挙から施行することとした。